



# 島根県報

平成29年10月31日（火）

号外 第 129 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	（森 林 整 備 課）	2
休猟区の指定	（        ”        ）	2
特定猟具使用禁止区域の指定	（        ”        ）	3
鳥獣保護区の指定の一部改正（4件）	（        ”        ）	6

**告 示****島根県告示第581号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

平成29年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

旭南西部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 浜田市の一部 2 面積 2,015ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成32年10月31日まで
三隅第1キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 浜田市の一部 2 面積 1,948ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成32年10月31日まで
島の星キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 江津市の一部 2 面積 3,083ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成32年10月31日まで
馬谷キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 益田市の一部 2 面積 1,748ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成32年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

**島根県告示第582号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

那久地区休猟区	1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部
---------	---------------------

	2 面積 2,570ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成32年10月31日まで
--	---

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

### 島根県告示第583号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成29年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

伯太川上流 特定猟具使用禁止区域	1 区域 安来市の一部 2 面積 172ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
富田 特定猟具使用禁止区域	1 区域 安来市の一部 2 面積 117ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
山佐ダム 特定猟具使用禁止区域	1 区域 安来市の一部 2 面積 25ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
斐伊川 特定猟具使用禁止区域	1 区域 出雲市の一部 2 面積 300ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで

	4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
三瓶川 特定猟具使用禁止区域	1 区域 大田市の一部 2 面積 20ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
益田 特定猟具使用禁止区域	1 区域 益田市の一部 2 面積 3,967ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
東仙道 特定猟具使用禁止区域	1 区域 益田市の一部 2 面積 60ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
日原 特定猟具使用禁止区域	1 区域 鹿足郡津和野町の一部 2 面積 340ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
中山 特定猟具使用禁止区域	1 区域 鹿足郡吉賀町の一部 2 面積 31ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃

津和野 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 鹿足郡津和野町の一部</p> <p>2 面積 567ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
山崎 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 松江市の一部</p> <p>2 面積 80ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
山辺の池 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 安来市の一部</p> <p>2 面積 91ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
赤川 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 雲南市の一部</p> <p>2 面積 38ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
小境 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 出雲市の一部</p> <p>2 面積 180ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
神庭 特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 出雲市の一部</p>

	2 面積 171ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
--	--

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

### 島根県告示第584号

鳥獣保護区の指定（昭和52年島根県告示第810号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。  
 表を次のように改める。

美保関鳥獣保護区	1 区域 松江市の一部 2 面積 560ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
地蔵崎鳥獣保護区	1 区域 松江市の一部 2 面積 230ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
鱈淵鳥獣保護区	1 区域 出雲市の一部 2 面積 560ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。

室神山鳥獣保護区	1 区域
	江津市の一部
	2 面積
	471ヘクタール
	3 存続期間
	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
	4 鳥獣保護区の保護に関する指針
	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

### 島根県告示第585号

鳥獣保護区の指定（昭和62年島根県告示第1039号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

表久野鳥獣保護区の項を次のように改める。

久野鳥獣保護区	1 区域
	雲南市の一部
	2 面積
	1,500ヘクタール
	3 存続期間
	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
	4 鳥獣保護区の保護に関する指針
	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。

表大麻山鳥獣保護区の項及び高城山鳥獣保護区の項を次のように改める。

大麻山鳥獣保護区	1 区域
	浜田市の一部
	2 面積
	117ヘクタール
	3 存続期間
	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで
	4 鳥獣保護区の保護に関する指針
	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
高城山鳥獣保護区	1 区域
	浜田市の一部
	2 面積
	113ヘクタール
	3 存続期間

	平成29年11月1日から平成39年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
--	--

**島根県告示第586号**

鳥獣保護区の指定（平成9年島根県告示第824号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

表を次のように改める。

志津見鳥獣保護区	1 区域 飯石郡飯南町の一部 2 面積 230ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
風の国鳥獣保護区	1 区域 江津市の一部 2 面積 170ヘクタール 3 存続期間 平成29年11月1日から平成39年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

**島根県告示第587号**

鳥獣保護区の指定（平成19年島根県告示第866号）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から施行する。

平成29年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

表中「平成19年11月1日」を「平成29年11月1日」に、「平成29年10月31日」を「平成39年10月31日」に改める。